

研究種目： 基盤研究 (C)
研究期間： 2007～2010
課題番号： 19530055
研究課題名 (和文) 司法取引に関する日欧間の比較研究

研究課題名 (英文) Comparative Study on Bargaining in European and Japanese Criminal Procedure

研究代表者

松田 岳士 (MATSUDA TAKESHI)
大阪大学・大学院高等司法研究科・准教授
研究者番号：70324738

研究代表者の専門分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事手続、司法取引、イタリア法、フランス法、ギリシャ法

1. 研究計画の概要

イタリア、フランス、ギリシャ等の欧州諸国における刑事手続および司法取引制度の歴史的沿革、現行制度の内容および運用等に関する資料・情報を収集・分析すると同時に、そこから、日本に同様の制度を導入することの是非・条件を論ずるための議論枠組を抽出し、その成果を公表する。

2. 研究の進捗状況

研究初年度から、欧州諸国、とりわけイタリアおよびギリシャにおける刑事手続および司法取引制度に関する資料・情報を、書籍の購入および現地の実務家との面談等により収集し、これを手掛かりに制度・運用の概要を理解するとともに、司法取引の手法の日本の導入の是非・条件を検討するための理論的枠組みを考えてきた。

その結果、これらの諸国で採られている司法取引の手法には、主として、組織犯罪・共犯事件等において、司法当局と共犯者の間で、刑の減輕や安全の保護等と他の被疑者・被告人の罪責等に関する情報提供との間の「取引」を行う形態のほか、当該事件の被告人自身に、刑事手続上の諸権利の放棄 (による手続の簡易化) と刑の減輕等との間の「取引」を行う形態の二つがあり、両者がそれぞれいかなる理由ないし発想のもとに成り立っているかを比較しながら検討する必要があることに気がつき、まず、後者の問題の検討を開始した。その成果の一つとして、イタリア刑事司法における「同意司法」の傾向を象徴する簡易な諸手続の導入・運用に関する論文を公表した。

また、このような「取引」的手法の導入の是非・条件を検討するためには、司法文化論的な考察も避けては通ることができないものと考えられるが、このこととの関連で、比較法的なアプローチを採ることの意義を再検討する必要があり、日本と同様に比較法的研究が盛んなイタリアでの議論を紹介している。

他方、日本の議論状況については、司法取引の手法の導入の是非・条件を検討するための理論的枠組とも密接に関連すると思われる「おとり捜査」の問題について、現在の学界における議論の仕方にも根本的な問題が見つかるに至り、これを本研究の先決問題として解決した。

3. 現在までの達成度

③やや遅れている。

欧州諸国の司法取引の紹介・検討については、とくにイタリア・ギリシャの主要な情報・資料の収集・分析を相当程度進めており、その結果、比較法的な検討枠組みも確立しつつあるが、その成果の公表については、わが国における「おとり捜査」の問題について検討し、その成果を公表する作業に時間がかかってしまい、やや作業の進行が遅れている状況にある。

4. 今後の研究の推進方策

欧州諸国の刑事手続および司法取引に関する調査を続行すると同時に、その成果の公表を急ぐ。また、今年に入ってから新たな動向も見られるので、現地調査も行いたい。日本における司法取引の手法の導入の是非・条件について、その理論的検討枠組に関する考察に

については、前記外国法の紹介・検討の中であわせて行うものとする。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

松田岳土、イタリアの刑事裁判と合意手続、刑事法ジャーナル(2010年予定) 査読無

松田岳土、翻訳 ミケーレ・パーパ著「刑法における比較法研究の意義」阪大法学 59巻5号 145～166頁(2010年) 査読無

松田岳土、おとり捜査について(四・完)、阪大法学 58巻4号 21～42頁(2009年) 査読無

松田岳土、おとり捜査について(三)、阪大法学 58巻2号 37～53頁(2008年) 査読無

松田岳土、おとり捜査について(二)、阪大法学 58巻1号 35～57頁(2008年) 査読無

松田岳土、おとり捜査について(一)、阪大法学 57巻5号 19～41頁(2007年) 査読無